

金融機能の再生のための緊急措置に関する法律

第13条に基づく報告書

平成13年5月21日

道央信用組合

金融整理管財人

目 次

	頁
I. 管理を命ずる処分を受けるに至った経緯等について	1
1. はじめに	1
2. 経営破綻の原因	1
(1) 当組合をとりまく経営環境と経営状況	1
(2) 経営破綻に至った経緯	2
①有価証券投資による資金運用の失敗	2
②含み損の表面化	2
③自己査定の高さによる不良債権の内包	2
(3) 破綻に至った要因	2
3. 管理を命ずる処分までの状況	3
(1) 資本の状況	3
(2) 自己資本回復の断念	3
II. 業務および財産の状況について	4
1. 与信業務	4
2. 預金業務	4
3. 投資等業務	5
4. 固定資産等の状況	5
5. 不良債権の状況	6
6. 関連会社の状況	6
III. 事業譲渡等の見込みについて	7
1. 基本方針	7
(1) 早期譲渡	7
(2) 優良な顧客基盤・資産の維持	7
(3) 経費の削減	7
(4) 地域金融機能の維持	7
(5) 内部管理体制の整備	7
(6) 責任追及体制の確立	7
2. 具体的施策	8
3. 事業譲渡の見込み	8

I. 管理を命ずる処分を受けるに至った経緯等について

1. はじめに

当組合は、平成12年12月1日「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（以下「金融再生法」という）」第68条第1項に基づき、金融再生委員会に対し「その業務又は財産の状況に照らし預金等の払戻しを停止するおそれがある」旨の申出を行ないました。これを受けて、同日、同委員会より金融再生法第8条第1項第2号に基づき「金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分」を受けました。

金融再生法第13条に基づき、当組合が管理を命ずる処分を受ける状況に至った経緯等につき調査を行いましたので、以下のとおりご報告いたします。

なお、本調査作業につきましては、12月1日に選任されてから直ちに開始いたしましたが、時間的制約等もありその内容については必ずしも十分ではないと思われる事項もあります。

しかしながら、金融再生法第18条に基づき現在さらに旧経営陣等の民事上や刑事上の責任を明確にするための調査をすすめており、これらにつきましても後日、より深く明らかにできるものと考えております。

2. 経営破綻の原因

(1) 当組合をとりまく経営環境と経営状況

当組合は、昭和26年12月、芦別にて「東空知信用組合」として業務開始後、昭和39年7月「道央信用組合」と改称し、昭和46年には本店所在地を滝川市に移転し、空知地区及び富良野、留萌地区を営業区域として地域経済の発展に寄与してまいりました。

しかし、昭和50年代以降の空知地区の基幹産業であった石炭産業の衰退（平成7年全て閉山）による人口の激減、一方、農業・漁業を主力とする地域の過疎化要因も含め、当地域をとりまく環境は厳しい状況下にありました。

当組合の、融資先は中小零細企業者等が中心であり、長引く景気低迷から地域企業の業績不振等資金需要難が続いておりましたが、当組合は平成6年度から事業者マンションも含む個人を対象とした住宅関連ローンの積極策をとった結果、12/3月期までの7年間で4,173百万円の実績に加え、預金利回り低下の追い風も受け、従来低水準で推移していた業務利益も6年度以降、従前平均業務利益比150百万円増の200～300百万円台にまで向上しました。

しかし、元々、収益基盤が脆弱なうえ、昭和62年度～平成2年度に取得した有価証券の含み損が約25億円に及び、当組合経営は不安定かつ厳しい状況下にありました。

(2) 経営破綻に至った経緯

①有価証券投資による資金運用の失敗

昭和60年9月22日G5合意（プラザ合意）以降、急激に進展した円高を背景に景気対策の一環とする金融緩和政策の中、金余り現象から当組合としても収益確保すべく資金運用方法を模索、又苦慮していました。

そして、地域経済低迷から資金需要が乏しく、又市場の活性化を背景に当組合は有価証券運用にウエイトを置くことを選択しました。

しかし、有価証券運用に関するリスク管理の甘さ及びバブル経済の崩壊による市場の暴落により、多額の含み損を抱えることになり、当組合の経営圧迫の主要因ともなりました。

②含み損の表面化

市況低迷で含み損を抱えていた投資信託や株式を、平成9年2月、当組合はその解消策として、外資系金融機関の金融商品に振り替え、含み損を長期契約により信託運用収益で穴埋めすることとしました。

これについて、平成12年7月財務局検査の結果を踏まえ、9月末現在では44億9千6百万円の取得価格に対し、含み損は25億円となりました。

③自己査定ของ甘さによる不良資産の内包

平成12年3月末時点による自己査定では「回収不能又は無価値資産」とされるIV分類資産は無く、国内基準の自己資本比率は4%を上回る4.12%と発表していましたが、平成12年7月に実施された財務局の検査の結果を踏まえ、9月末現在で自己査定を見直した結果、832百万円の追加償却、引当金が必要となりました。これは債務者の実態把握の不十分さ、また、当組合が作成した自己査定基準が合理的なものではなかったことから、債務者、分類区分の判定が甘くなり、不良資産を内包する主因となったことによるものです。

(3) 破綻に至った要因

地域産業は構造的に問題を抱えており停滞基調にあったことから、貸出による運用先の確保も困難となり、当組合も平成3年頃からは優良企業を選別し、運転資金を無担保・低金利で融資する方針に切り替えたことにより規模の拡大を図り、業務純益も増加傾向にありました。

しかし、企業の不振・倒産増による不良債権の償却・引当への充当が優先され、有価証券含み損解消に至らない状況でありました。

平成12年3月末時点で経常段階225百万円、最終150百万円の損失を計上するに至り、同年9月末時点で28億円の債務超過に陥りました。

現状の体力から解消するに有効な改善策もない状況にあり、自主再建が困難となり破綻に至ったものです。

3. 管理を命ずる処分までの状況

(1) 資本の状況

平成12年3月期の自己資本比率は4.12%でありましたが、7月に実施された財務局検査の結果を踏まえ、9月末現在で自己査定を見直した結果、不良債権償却等により38億円の損失を計上し、28億円の債務超過で、自己資本比率はマイナス8.85%の見込みとなりました。

(2) 自己資本回復の断念

当組合は、債務超過を解消する有効な経営改善策もない状況にあり、このような状況を公表した場合には、預金の流出等を招き、結果として預金等の払戻しを停止するおそれがあるとの判断に基づき、12月1日、金融再生法第68条第1項に基づく申出を行うに至りました。

II. 業務及び財産の状況について

1. 与信業務

当組合の与信業務については、主要営業地域である滝川市の建設業、不動産を含む中小零細企業者や個人への融資が多くを占めております。

<貸出金残高推移>店舗数：10店 (単位百万円、%)

	平成9年3月期		平成10年3月期		平成11年3月期		平成12年3月期		業界平均 (H12年3月期)	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
貸出金高	33,406	100.0	35,876	100.0	36,196	100.0	34,812	100.0	49,091	100.0
うち中小企業	26,511	79.3	28,266	78.8	28,153	77.8	26,678	76.7	35,525	72.4
うち個人	6,765	20.3	7,438	20.7	7,883	21.8	7,988	22.9	13,143	26.8
うちその他	130	0.4	172	0.5	160	0.4	146	0.4	423	0.8

2. 預金業務

当組合の預金業務は個人預金が中心で、構成比は業界平均を下回るものの年々上昇傾向にあり、主に中小企業やその家族、従業員、知人への渉外活動により維持されてまいりました。

<預金残高推移>店舗数：10店 (単位：百万円、%)

	平成9年3月期		平成10年3月期		平成11年3月期		平成12年3月期		業界平均 (H12年3月期)	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
預金高	43,918	100.0	45,976	100.0	47,036	100.0	45,844	100.0	69,315	100.0
うち個人預金	28,012	63.8	30,852	67.1	32,937	70.0	33,784	73.7	54,554	78.7
うち法人預金	8,881	20.2	9,249	20.1	9,349	19.9	11,482	25.0	12,001	17.3
うちその他	7,025	16.0	5,875	12.8	4,750	10.1	578	1.3	2,760	4.0

* 「その他」には、公金預金、金融機関預金が含まれる。

3. 投資等業務

(1) 投資有価証券

投資有価証券につきましては、平成12年12月1日の破綻公表後、適切な資金繰りの観点から逐次処分し、残高は大幅に減少しました。

<投資有価証券残高推移>

(単位：百万円)

	平成9年3月末	平成10年3月末	平成11年3月末	平成12年3月末	平成13年1月末
投資有価証券	5,594	5,418	6,818	6,616	631
国債・地方債	120	65	1,486	1,521	17
社債	85	63	44	0	0
株式	7	7	3	1	16
その他	886	787	789	598	598
貸付有価証券	0	0	0	0	0
金銭外信託	4,496	4,496	4,496	4,496	0

4. 固定資産等の状況

保有固定資産(営業用不動産、所有不動産)の状況は以下のとおりです。

今後は、業務運営上必要不可欠なもの以外は、順次処分する方針と致します。

<固定資産(営業用不動産、所有不動産)の状況(平成12年12月末)>

(単位：件、百万円)

	土 地				建 物		
	件数	簿価 取得価格	評価額 路線価	含み損益	件数	簿価 取得価格	簿価 償却後
店 舗	10	371	270	-101	10	654	152
社宅・寮・倉庫他	5	22	21	-1	8	79	20
小 計	15	393	291	-102	18	733	172
所 有 不 動 産	1	13	13	0	1	69	34
合 計	16	406	304	-102	19	802	206

5. 不良債権の状況

当組合の不良債権は、以下のとおりとなっています。

<リスク管理債権の状況>

(単位：百万円、%)

	平成11年3月期		平成12年3月期		業界平均 (平成12年3月)	
	残高	貸出金 に占める割合	残高	貸出金 に占める割合	残高	貸出金 に占める割合
破綻先債権	1,008	2.8	698	2.0	1,381	2.8
延滞債権	1,242	3.4	918	2.6	2,965	6.0
3ヶ月以上延滞債権	139	0.4	71	0.2	401	0.8
貸出条件緩和債権	384	1.1	1,176	3.4	2,328	4.7
合計	2,774	7.7	2,864	8.2	7,075	14.4

<金融再生法に基づく開示債権>

(単位：百万円、%)

	平成12年3月期		業界平均(平成12年3月期)	
	金額	債権の占める割合	金額	債権の占める割合
破産更生債権等	1,515	4.3	3,116	6.0
危険債権	2,077	5.9	2,998	5.8
要管理債権	22	0.1	2,170	4.2
正常債権	31,659	89.7	43,363	84.0
合計	35,275	100.0	51,647	100.0

6. 関係会社の状況

該当ございません。

Ⅲ. 事業譲渡等の見込みについて

1. 基本方針

(1) 早期譲渡

預金保険機構による資金援助を前提に、円滑な事業譲渡を早期に行うことにより、金融仲介機能の維持および当組合の事業価値の劣化防止に努めます。

(2) 優良な顧客基盤・資産の維持

優良な顧客基盤や資産を維持し、金融機関としての信任を取り戻すとともに、顧客の信頼回復に全力を尽くします。

(3) 経費の削減

円滑な事業譲渡を行うため、人件費・物件費等営業経費の削減を図ります。

(4) 地域金融機能の維持

当組合の営業地域において、引き続き地域の中小零細企業者等に対する金融サービスの提供に支障が生じないように配慮致します。

(5) 内部管理体制の整備

内部事務の厳正化および相互牽制の徹底など体制面の整備を図り、受皿金融機関への円滑な事業譲渡を目指します。

(6) 責任追及体制の確立

金融再生法第18条に基づき、内部調査体制の整備を図り、旧経営陣等の責任を明確に致します。

2. 具体的施策

金融再生法の趣旨を十分に踏まえ、業務の円滑な譲渡および善意かつ健全な取引先の保護のため、早期に事業譲渡を行うよう最大限努力致します。

3. 事業譲渡の見込み

金融整理管財人に選任された直後に、北海道信用組合協会、北海道信用金庫協会への協力依頼および道内に本店が所在する金融機関に対して当組合の事業譲受の要請を行ったところ、北海道信用組合協会の推薦を得て、近隣の地域を営業エリアとする空知商工信用組合より事業譲受の意向が表明され、守秘義務協定を取り交わしました。

空知商工信用組合は営業エリアが隣接しており、また、信用組合という同業態でもあるため、顧客の利便性が確保されることなどから、当組合の受皿金融機関として選定することが適当であると判断し、平成13年3月14日に事業譲渡に関する基本合意文書を、同年4月20日に事業譲渡契約書を締結しました。